とちぎ歯の健康センターだより

- ●《特集》 笑気吸入鎮静法について
- ●とちぎ歯の健康センター事業案内

No.21 2015 2月10日発行



栃木県•栃木県歯科医師会

笑気吸入鎮静法について

歯科処置が正しい"医療行為"となるためには、適切な薬物投与やその他の手段を講じて、患者さんの身体的および精神的苦痛を最小限にする努力が伴わなくてはなりません。

とちぎ歯の健康センター診療所では、適応のある患者さんに笑気吸入鎮静法を用いています(静脈内鎮静法・全身麻酔法は設備がないため、行っていません)。笑気吸入鎮静法は、歯科治療に対する不安や恐怖を軽減し、安全で快適な歯科治療を可能にします。

笑気の正式名は一酸化二窒素(慣用名:亜酸化窒素、№〇)で、18世紀にヨーロッパで発見されました。「吸入すると笑いが止まらなくなる」不思議なガス(亜酸化窒素の麻酔作用で顔の筋肉がゆるみ、笑っているように見えることから"Laughing GAS(笑気)"と呼ばれるようになったみたいです)は、当時、パーティーなどで楽しむ嗜好品として用いられていました。やがてアメリカにも広まり、歯科医師ウェルズが笑気ガスを吸って陽気にはしゃいでいる人が、踊っているうちにケガをしたのに痛がっていないことに気づき、麻酔を考えつくきっかけとなりました。19世紀後半には、抜歯を行う際、日常的に笑気麻酔を使うようになりました。その後、笑気と酸素を併用して吸入させる方法が提唱され、30%程度の笑気が持つ不安軽減効果や安全性が検証されました。このような経過を経て、日本では1896年、笑気を用いて初めて歯科治療が行われ、1921年には口腔外科の処置に際して、笑気麻酔が行われました。1970年代に笑気による吸入鎮静法が歯科の健康保険の適用となり、広く普及するようになりました。

笑気吸入鎮静法は、笑気を鼻マスクから吸入させ、意識を保ったままの状態で精神的緊張を軽減させます。期待する効果はあくまでも精神的ストレスの軽減なので、治療中の除痛のためには局所麻酔を使用します。ほとんど全ての症例に使用できますが、主な適応は、①恐怖心・不安感の強い症例、②全身疾患を合併し、精神的ストレスを避けたい症例、③異常絞扼反射(不安や恐怖など精神的緊張が原因となりわずか

な刺激によっても咽頭反射が誘発される)の症例です。低濃度の笑気吸入では中枢神経の機能は抑制されますが、意識は保たれた状態にあり、呼吸/循環/咳嗽・嚥下反射などの生体の防御反応を抑制することはありません。また肝臓や腎臓に対する影響もほとんど問題ありません。吸入された笑気は、肺から血中に急速に溶け込み、5分ほどで鎮静状態に達します。血中からの排泄も非常に速く、吸入を停止すれば、速やかに回復します。通常、15分ほどお休みして、ふらつきなどなければ帰宅することができます。

とちぎ歯の健康センター診療所では、1次医療機関(栃木県歯科医師会会員歯科診療所)及び、大学病院などの高次医療機関と連携し、心身に障がいを持つ方々が、口腔ケアを安心してそして安全に受けていただけるよう診療に取り組んでいます。

まきの けんぞう とちぎ歯の健康センター専任歯科医師 牧野 兼三

参考文献

- 1) 廣田弘毅. 麻酔をめぐるミステリー. 化学同人, 京都 (2012)
- 2) 小川洋二郎ほか. 亜酸化窒素の有用性と弊害ー歯科麻酔の立場から一. 麻酔, 60 (3), 322-329 (2011)
- 3) 山城三喜子. 歯科治療のための笑気による鎮静法 安全快適な歯科医療の提供と occupational hazards の狭間で. Medical Gases, 8 (1), 15-20 (2006)





障害者歯科診療所

平成6年に開設したとちぎ歯の健康センター診療所では、今年20周年を迎えました。 平成25年度は、1年間で延べ3751名の診療を行いました。スタッフー同、患者さんが 安心して楽しく通院できるよう、日々心がけています。





視察・研修会

県民や行政・団体などを対象に、歯についての講習会や実習を伴う視察研修を行っています。

その他、歯科医療関係者の研修会も開催しています。



特別支援学校養護教諭視察見学



展示コーナー・図書資料室 -

センター2階の展示コーナーには、各ライフステージに応じた口腔ケアのパネルや模型 等を展示しています。

また、図書資料室には図書・ビデオ・DVD等を揃えてあり、自由に閲覧もできます。



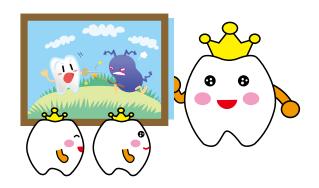


永久歯等対策事業 -

県内の保育所(園)・幼稚園の園児と 保護者を対象に、歯科衛生士が「6歳臼 歯の重要性」を中心とした歯科保健指 導を行っています。

また、要請のあった障害児通園施設の園児と保護者、特別支援学校の児童 と保護者を対象に歯科保健指導を行っ ています。

平成25年度は、保育所(園)・幼稚園25施設特別支援学校は9校、障害児通園施設は13施設合計47回実施しました。



地域における相談・指導事業 -

要請のあった県内の健康福祉センターの乳幼児と保護者を対象に歯科保健指導を行っています。

- 県西健康福祉センター
- 県東健康福祉センター
- 県南健康福祉センター
- 県北健康福祉センター
- 安足健康福祉センター

平成25年度は、延べ66名が参加しました。



へき地歯科巡回診療事業

無歯科医地区を有する市町の中で、要請の あった地域を訪問し、地域住民の希望者に歯 科診療を行っています。

平成25年度は、延べ24回実施しました。

県鳥おおるりの青いエンブレムが かわいいルリちゃん号





福祉施設巡回歯科相談•指導事業

要請のあった障害者施設及び高齢者施設を 訪問し、施設入所者対象に歯科健診を行って います。

平成25年度は、延べ37回実施しました。



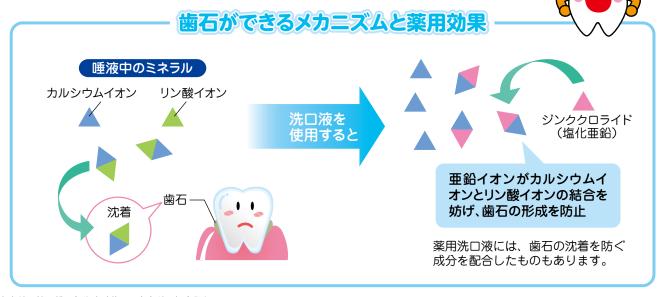
上記事業を希望される方は、当センターにご連絡ください。

耳よりな話

医薬部外品の洗口液には、薬用効果があります。

市販の洗口液は、医薬部外品と化粧品に分類されます。 化粧品の洗口液が口臭予防やエチケットを主な目的としているのに対し、医薬部外品は殺菌効果のある天然ハーブなどが配合され、歯周病予防効果がありますので、ご自分にあうものを選んで利用するとよいでしょう。

□の中に残る刺激は 薬用成分が効いている 証拠です。



参考文献:植田耕一郎先生監修 日本歯科医師会発行 毎日続けましょう!ブクブクうがい

とちぎ歯の健康センター

《ホームページ》http://tochigi-da.or.jp/



利用のご案内

開館時間

障害児者の歯科診療 午前9時~12時 (予約制) 午後1時30分

~5時

(予約直通)☎028(648)6472

歯科相談·指導 (電話·来所)

展示コーナー

午前9時~ 午後4時30分

休館日

土・日・国民の祝日 年末・年始(12月28日~1月4日)



とちぎ歯の健康センター 代表者 柴田 勝

発行責任者 宇都宮市一の沢2丁目2番5号

☎028(648)6480代表

印刷所/㈱松井ピ・テ・オ・印刷 宇都宮市陽東五丁目9番21号 TEL028 (662) 2511